

公立大学と自治体 —横浜市の場合—

藤山 嘉夫（横浜市立大学商学部教授）

中田市政の誕生と 大学の市場化

二〇〇二年四月、横浜市長選が行なわれ、三期一二年勤めた現職で、共産党を除く全ての政党の支持を受けて立候補した高秀秀信氏が松下政経塾出身の新人中田宏氏に敗れた。中田氏は、無党派市民層に支持を訴える手法で票を集め、大方の予想を覆す結果となつた。

中田市長は、新自由主義の立場に立つた徹底した民営化論者である。市立保育園、住宅供給、市立港湾病院、市立大学、学校給食などを次々にその対象として設定してきている。現場や関係者の声を取り入れることなく進められることに対して現場から悲鳴が上げられている。市立港湾病院については、昨年九月の市会で公設民営化に向けた病院条例改正案が可決された。これに関する声明文を出した病院長が市当局の撤回要求に応じなかつた問題で、横浜市は、病院長ら港湾病院幹部職員四人を処分した。市立保育園の問題では、四月から四園を廃止して民営化することを決定したが、これに対し、四園の保護者と園児ら六八人が廃止処分撤回を求める訴訟を横浜地裁に起こした。

中田氏は、ニュージーランドの行政改革・民営化の手法をモデルとして重視している。な

かでも、市立港湾病院、横浜市立大学については、外部委員を入れた「あり方懇談会」方式を採用し、これによつて外堀を埋める手法をとつてきた。現場や関係者の意見を取り入れることなく、構想のみを一人歩きさせることがその特徴のひとつとしている「新しい行政経営（NPM）」の手法である。

二〇〇二年九月三日に発足した市長の諮問機関「市立大学の今後のあり方懇談会」の討議経緯と答申内容、そして、その後の展開は、まさに、この手法に沿つたものであつた。市大の在り方を論ずるにも拘わらず、市大の関係者をその委員としてひとりも参加させていないこの懇談会は、市大事務局が資料提供と資料説明を行なうことによって、事務局主導で展開されたのである。しかも、事務局が資料操作を施すなど、それは極めて公正さを欠くものであつた。

二〇〇三年二月二七日の「あり方懇」の最終答申では、「横浜市立大学の累積負債」は一四〇億円であるとして、それらの大部が市立病院建設などの市債残高であるにもかかわらず、あたかも横浜市立大学 자체が膨大な赤字を出しているかに描いた上で、「①大胆な改革で生まれ変わり、存続する、②有力私大に売却する、③私立大学に転換する、④廃校とする……現状のままで存続する道は、全く考えられない」としている。

そして、市大の現状についての分析をおこなわざ、また、改革理念をまったく語ることなく、以下のような事項を含んだ六〇項目にわたる具体的提案がなされている。

- ①研究を行わない教育大学にし、「ブラックティカルなりベラルアーツ」(?)を教育する。
②まつたくその理念を論ずることなく三学部を統合する提案。
③独立行政法人化。
④教員自身分は非公務員。
⑤教員の新組織への移行は無条件ではなく再就職。
⑥年俸契約を原則。

⑦主任教授制を採用し、教員は主任教授が選考。
⑧任期制・公募制。
⑨主任教授は任期なし。
⑩市費による研究費負担は原則として行わない(外部資金が得られれば研究をする)。
⑪学費を値上げする、等々、独法化のさらにその先を行くような提案がなされているのである。

これらが、すべて実現されるとすれば、自由闊達を旨とするべき大学としての本質が、完全にといって過言でないぐらいに剥奪されることになる。日々を生きる学生諸君に日常的に接触し、即座には成果の出にくい基礎研究を地道に積み上げることの必要な教育・研究の現場は明らかに変質し、大学とは似て非なるものが創出される。これは、現場の声・関係者の声を取り入れないことの帰結であり、NPMの手法が、教育と研究という効率性になじまない領域においていかに否定的な帰結をもたらすかを如実に示している。



学長・事務局の秘密主義・ トップダウ

中田市長は、重要な施策を職員に周知する前にいきなり記者会見で発表するなど戦略の方針をトップダウンで決定するというNPMの手法を実行しているが、学内においても学長と事務局が一体化して極端な秘密主義と

NEW

保育従事者の安心のパートナー

～保育従事者賠償責任保険のご案内～



補
償

保育園・児童厚生施設に勤務される方が、保育業務従事中に保育児童を含む第三者に身体障害、財物損壊、人格権侵害を与えたことによって、個人として法律上の賠償責任を負われた場合に補償します。

補
償
限
度
額

弁護士費用等.....300万円(期間中)
身体障害賠償.....3,000万円(1名/1事故)
財物損壊賠償.....300万円(1事故)
人格権侵害賠償.....30万円/300万円(1名/期間中)

保
険
料

年間3,000円

お問い合わせは…

東京都区職員生活協同組合

取扱代理店：有限会社生活文化センター

T E L. 03-5395-8656
FAX. 03-5395-8657

引受保険会社：共栄火災海上保険相互会社

「用意」すると述べた。つまり、それが市長の意に染まないものであれば、市が引き取るという宣言である。その期日が一〇月末日とされ、学長はこれを約した。このような市長の要求の仕方、これはまさに、大学の自立性への行政介入であり、教育は「不当な支配に服することなく」とする教育基本法第一〇条の精神に反するものである。

五月一四日、大学内に教員、職員ほぼ同数

からなる「プラン策定委員会」を発足させ、市側には、同時に、副市長を本部長とする「市立大学改革推進本部」が設置された。「プラン策定委員会」に教員・職員七名ずつからなる「幹事会」を構成し、幹事には厳しい箝口令を敷き案の作成を開始した。

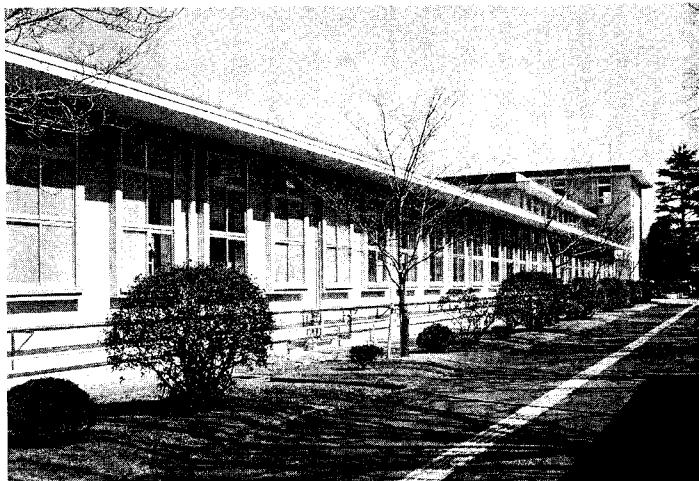
「あり方懇」最終答申以来わずか一〇カ月の間に二〇件近くの反対決議や教授会見解、遺憾表明、意見が出されているのである。したがって「大学像」は決して全学の総意を結集したものとはなっていない。

最大の関係者としての市民

横浜市立大学の歩んでいるこの過程は、国や自治体の設定した「中期目標」に対してもトツプダウンの形で「中期計画」を立て実行に移すという法人化された大学の歩む道を体現しているとも言える。そこに共通している原理とは、効率主義の徹底、「成果」主義にならないものの排除という思想である。

効率主義の徹底は、構想と実行を分離し（テーラーーー）、現場や関係者の声を無視する手法によって貫徹されていく。だがこの手法は、政治家にとつては、アキレス腱でもある。

関係者は、政治家を選択する市民に他ならないからである。公立大学が市民との連携をいかに創出しうるか、このことが深刻に問われている。



トツプダウンで作業を推進してきた。

二〇〇三年五月七日、市長は「市立大学改革について」を発表し、「あり方懇答申を踏まえる」こと、および、「独立行政法人を念頭に置く」こと、この二点を前提とした改革案を大学側が作るべきことを強調し、学長は、市長に対してこれを確約した。市長サイドは、「報告を見て設置者としての改革方針を決定」するが、改革案の内容次第では「他の選択肢

は、横浜市立大学の小川学長は、横浜市立大学改革推進本部会議において「横浜市立大学の新たな大学像について」（以下、「大学像」）を提出した。「大学像」はその基本的な論点に関して、先に見た「あり方懇」答申を継承した内容となつていて。

本「大学像」とその伏線となってきた諸案（「あり方懇」答申、「大学改革案の大枠の整理について」、「大枠（追加）」）横浜市立大学の新たな大学像について（案））に関して、本質的な諸論点に対して学内で厳しい批判が相次いできた。各学部の教授会、臨時教授会、付置研究所の教授会、評議会、臨時評議会、